



## CONTENTS

<b>I New Dean</b> 学部長就任のごあいさつ	宮井 雅明	2
<b>II New Face</b> 日本人として 未来のために今を考える	畑中 麻子 籠橋 隆明	3 4
<b>III Sabbatical</b> フロリダ大学ロースクールでの学外研究を終えて	山口 直也	6
<b>IV Study Group</b> 研究会		7
<b>V Research Grant</b> 科研費		8
<b>VI New Book</b> 新刊図書		10

## 新法学部長挨拶

New Dean

## 学部長就任のごあいさつ

宮井 雅明 *MIYAI Masaaki*

今年の春先は天候不順であることが多く、例年よりも桜の花を楽しめる期間は短かったように思います。しかし、季節は確実に移り変わっています。これからは、陽光に新緑が映える季節です。外の世界は、いよいよ色めき始めました。

私はというと、学部長として働き始めてからひと月ほどになりますが、率直に言って、日々の予定をこなすのに精一杯であり余裕がありません。色に例えれば、まだモノトーンの世界を彷徨っている感じです。学部長だからという理由で自動的に出席を要請される会議が多いことは覚悟していたつもりなのですが、まだ体がついていきません。もとはといえば、これまでの生活が安穏としすぎていたのかもしれませんが。何とか早く新たな生活のリズムに馴染むよう努力するつもりです。幸いにも、研究科長の小松先生が前年度から引き続いて執行部に残られ、さらに、副学部長の諸先生方も経験豊かで見識のある方ばかりなので、心強い限りです。

改めて学部長の役割について考えてみました。

まず、昨年の学校教育法「改正」以降、大学における教育研究全般において学長権限の強化が図られ、逆に教授会の権限には制約が加えられました。それに伴って、学部長は、制度的には、中間管理職としての性格をますます強めてきているように思われます。しかし、学部長が現実にも中間管理職として振舞わなければならないような学部は、教育研究機関としては大いに問題があるといわな



ればなりません。学部は、若手教員もベテラン教員も、すべて対等の立場で、自発的に運営に参画する組織でなければならないと私は考えています。「学問の自由」や「大学の自治」の問題もありますが、それ以前に、そのような組織でなければ、よい研究、よい教育ができないからです。幸いにも、立命館大学法学部は、長い歴史の積み重ねの中で、自治の慣行と気風を育んできました。歴代の学部長と同様に、私もまた、この自治の伝統に依拠し、これを維持発展させることに努めたいと思います。そうすることが、学部全体の発展につながるかと信じるからです。

もうひとつ、本学では学部長が学校法人の理事を兼ねることになっています。そこで、学部教授会の意見と法人執行部の意見とが対立するとき、学部長は、学部の代表者としての立場と法人の理事としての立場との間で「板挟み」状態に陥る場合があります。こんなとき、どのように振る舞えばよいのでしょうか。具体的な文脈を離れて議論するのは難

しいですが、原則的なことはあらかじめ確認しておきたいと思います。学部長は、全学課題の議論に際しても、学部の代表者として発言し行動するべきだと私は考えます。そのようなことは、教学の現場の視点から法人経営のあり方を監視することにつながるからです。とはいえ、これから降りかかる数々の難題に直面したときに、この原則をどこまで貫けるか、不安がないといえは嘘になります。

ここでも、教授会がどこまで議論を深めることができるかが、問題克服の鍵となるように思います。

私は、歴代の学部長と比べると経験も学識も十分とは言えませんが、選ばれた以上、学部長として全力を尽くすつもりです。今後とも、よろしく願い申し上げます。

(みやい まさあき・民事法)

New Face

新任紹介

日本人として

畑中 麻子 *HATANAKA Asako*

この度、ご縁がありまして立命館学園という伝統ある学び舎の、そして法学部というアカデミアの一員となれましたことを大変光栄に存じております。赴任してから1ヶ月が経ち、未だに存心館と修学館の間を忙しく往復する日々ですが、教職員の皆様に随所で助けていただき、また明るく元気な学生に囲まれて、楽しみながら新たな挑戦に挑んでいます。

詳細な経歴等については学内のデータベースをご参照いただくこととして、ここでは教員として、また研究者としてのスタート地点に立てた喜びについて、自己紹介にまつわるエピソードと共に一筆したためたいと思います。

私はいわゆる「帰国子女」であり、結果的にこれまでの人生の半分を国外で過ごしてきました。こう書くと羨望の眼差しを受けてしまうことがありますが、A・B・Cしか知らなかったのに突然パリの現地校に放り込まれて試験でマイナス48点をとるなど（フランスでは20点満点から減点方式で評価されます）、



今となっては数多くの笑い話を伴う経験です。

実際のところ、ヨーロッパの4カ国5都市で学業を続けながら社会経験を積むという幸運に恵まれたのは、こうした特異な教育を享受することができたからこそでした。そして、弱肉強食社会における孤立無援な戦いを支えていたのは、世の中の様々な不平等に対する疑念であったように思います。

フランスで労働ビザを取得しようとした

際、移民局でアフリカ系二世に「なぜ日本人がフランスで働こうとするのだ、でていけ」と責め立てられいたたまれなくなったことがあります。今思うと、彼らは自由や職を求めて、命の危険を冒して海を渡ってきたのかも知れません。また、自分の祖父くらいの年齢のベルギー人と婚姻関係にあった同世代のルワンダ国籍の女性と飛行機で隣席したこともありました。生活にも職業の選択にも際限ない自由がある自分はいかに恵まれているのかと再認識した瞬間でした。こうしたある種のカルチャーショックは、「日本」・「外国語」・「法学」という3つの点を線へとつなげていく強い動機になったのです。

知的財産法は、発明や創作のように生活をより豊かにする技術や文化活動における摩擦や利害調節を問題とする領域ですから、一見すると貧困や不自由といった概念からはほど

遠い学問のように思われます。逆説的ではありますが、それ故に研究という手段を通じて科学や社会の発展による恩恵を世界へ還元していきたいと思うのです。また、然るべき教育と知的好奇心があれば世界を舞台に活動することができると思証していきたいと思うのです。

このご縁をもって、私は晴れて「再・帰国子女」となるに至りました。母国に受け入れてもらったことに対する感謝の気持ちを携えながら、法学という学問における言語や属地性といった内在的制約にとらわれることなく、日本人として蓄えてきたものに花を咲かせ同時に新しい種を蒔いていきたいと、数年振りに桜を愛でながら思いを強くする次第です。

(はたなか あさこ・知的財産法)

## 新任紹介

## New Face

## 未来のために今を考える

籠橋 隆明 *KAGOHASHI Takaaki*

このたび、大学院法務研究科に特任教授を拝命いたしました。どうかよろしく申し上げます。科目は法曹倫理、民事実務、環境法実務などを担当致します。私は京都大学卒業後、弁護士になり、当初は京都で弁護士業を行っていましたが、その後、出身地である名古屋で登録替え、以来、今日まで名古屋で法律事務所を運営しております。39期ですから、弁護士になってまもなく30年になろうとしています。

弁護士という職業は実に自由な職業です。事件を選択し、事件に取り組み、その事件か



ら多くを学んで自分を発展させていくというところがあります。自分を変えるほどの事件というのはそう多くありませんが、そうしたいくつかの事件一つ一つがまるで違っているため、自分の人生も随分大きな変化を持ってきたものだと思ってしまいます。

弁護士になったばかりでは何がしたいかわかりません。手当たり次第に事件に取り組む中でだんだんと自分の好きな分野、得意な分野というののできあがっていきます。

私の場合当初は刑事事件、それも殺人であるとか、強盗であるとかいった事件を引き受けていました。私の最初の無罪事件は母親との無理心中をはかった事件です。心神喪失を理由に無罪となったのですが、「被告人は無罪」との裁判長の宣言は忘れることができません。

私が弁護士になった1990年代はバブル経済と言われ、日本全体が土地投機に走った時代です。都市環境や里山環境は社会的な問題となり、全国的に環境保護運動がわき起こったのです。私の場合、京都市内の街並み保存運動に携わっていました。また、大文字山裏にゴルフ場開発するという話が持ち上がり、ゴルフ場反対運動にも関与していきました。ゴルフ場問題というのは疲弊した農山村から土地を奪っていくもので、本質的には農山村問題でした。その後全国各地のゴルフ場事件にも関わるようになったのですが、その1つ

に奄美大島のゴルフ場事件がありました。この事件はアマミノクロウサギなどの動物を原告にしたことや「自然の権利」を主張したことで有名になりました。

こうして環境問題に取り組むようになり、現在は沖縄県辺野古基地に反対する沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟に取り組んでいます。これは米国法利用して米軍をコントロールしようというもので、米国環境派弁護士と共同してサンフランシスコ連邦地裁で争っています。被告は米国国防総省です。原発問題についても山口県上関原発建設に反対する事件に取り組んだりしています。電力会社のCO2過剰排出を抑制するための訴訟に取り組んだりしています。この事件はツバル国民と日本国民が共同して原告となっています。

立命館大学では実務家教員として私が法律事務に携わる中で得てきたものをお伝えしたいと思います。どんな経験であってもその時にしかできない経験があるものです。ロースクールという受験の時代にはこのときにしかできない経験があります。これは未来のために真剣に準備することがいかに大切であるかがよく分かる時期です。実務家教員としてお伝えすることが、未来を考えている学生みなさんの、今の準備に役立つようがんばりたいと思います。

(かごはし たかあき・環境法)



## 外留報告

## Sabbatical

## フロリダ大学ロースクールでの学外研究を終えて

山口 直也 YAMAGUCHI Naoya

2014年9月末から半年間、米国フロリダ州ゲインズビル市にあるフロリダ大学ロースクールで少年司法の研究に従事する機会を与えていただいたことに感謝いたします。

同市はフロリダ州北部に位置した人口約20万人の小規模な大学都市です。いくつかの大学以外は何もないといった感じの田舎町ですが、それゆえに静かに研究するには最適の場所であったように思います。

私は、ロースクールに付設する「子ども・家族研究センター」に所属して、特に少年司法の問題を研究する教授、学生らとともに、全米及びフロリダ州固有の少年司法上の問題について共同研究を行いました（帰国した現在も共同研究自体は継続しています）。研究を通じて改めて確認できたことは、全米各州で少年犯罪に対する厳罰的対応を見直して、教育的対応に回帰する動きが始まっているということです。そしてそれは、全米の中でも特に厳罰化が進んでいる州として知られているフロリダ州も同じであることがわかりました。

犯罪に悩む米国で、なぜ、そのような現象が起こっているのか。法学者の多くは、少年に対する死刑及び仮釈放なし終身刑を廃止した2005年以降の一連の連邦最高裁判決が影響を与えていることを指摘しています。各判決文の中では、脳科学、神経科学及び心理学の各視点から少年の未成熟性が改めて指摘されていて、「少年（犯罪者）は成人（犯罪者）とは違う存在である」ことを明言しています。連邦最高裁は115年前に米国で誕生した少年法の理念そのものに立ち返りつつあるように



フロリダ大学ロースクール

も見えます。

では、どうして連邦最高裁はそのような判決を下すに至ったのか。これについてはかねてからの疑問でした。しかし、その答えの一つは、意外にもフロリダ大学ロースクールの中にありました。米国の裁判所は、重大な社会問題を判断する際に、当事者以外に、アマカス・キュリイ（amicus curiae）からの意見書（amicus brief）の提出を認めていて重要なものを採択して判決文に引用していますが、少年に対する死刑を廃止した連邦最高裁判決は、私が所属したセンターがアマカス・キュリイとして提出した意見書を採択していたのです。そしてその内容を引用しながら法廷意見を書き、死刑を廃止するに至っています。地道な研究が連邦最高裁を動かしたと言えます。

米国の多くのロースクールが特色をもった専門領域の付属研究機関を有していて、ロースクールの学生も交えて活発な研究・教育活動を行っています。ここフロリダ大学ロースクールでは、少年法、家族法、児童福祉法に特化した「子ども・家族研究センター」の活

躍がめざましく、私自身、多くの刺激を受けました（滞在中にも、同性婚に関する意見書が州最高裁に採択され、教員ラウンジでパーティーが開催されました）。

半年間という限られた期間でしたが、14年ぶりに滞在した米国で、同国の司法制度及びロースクールのダイナミズムを改めて肌で感じることができ、これからの自分自身の研究及び教育に大いに生かすことができるように思います。ありがとうございました。

（やまぐち なおや・少年法、刑事訴訟法）



子ども・家族研究センターでウッドハウス教授と

Study Group	研究会
	2015年4月～6月

### ■法学部定例研究会：

- 15年4月25日 商法研究会：久保壽彦氏「震災復興から4年、福島県の課題」、原弘明氏「株式準共有の権利行使（最判平成27年2月19日金判1464号30頁～）」
- 15年5月1日 第1回民事法研究会：植松真生氏、樋爪誠氏「『人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案』に対する意見」
- 15年5月13日 司法制度研究会：Rolf Stürner氏「損害賠償実体法と訴訟における損害額認定」
- 15年5月22日 戦後70周年記念・国際学術シンポジウム「欧州連合司法裁判所の役割」：Rolf Stürner氏「欧州連合司法裁判所判例が国内法に及ぼす影響」
- 15年5月29日 第2回民事法研究会：生熊長幸氏「物上代位における第三債務者保護説および優先権保全説の再構成—抵当権に基づく物上代位に関して—」
- 15年6月2日 アメリカン大学ロースクールとの研究交流会  
 〔報告①〕Theresa Kaiser氏「The Globalization of Legal Education」  
 〔報告②〕Claudio Grossman氏「Torture in a closed environment」コメント：薬師寺公夫氏  
 〔報告③〕Ezra Rosser氏「Sovereign Land: Poverty and Economic Growth of Indian Nations in the United States」
- 15年6月3日 アメリカン大学ロースクールとの研究交流会  
 〔報告④〕Christine Fauley氏「The Impact of New gTLDs on Trademark Rights in Domain Name」コメント：宮脇正晴氏
- 15年6月6日 商法研究会：山下典孝氏「人身傷害補償保険の被保険者死亡における保険金帰属—東京地判平成27年2月10日—」、道野真弘氏「ドイツ共同決定法についての、わが国における研究の系譜—共同決定法概観—」
- 15年6月12日 比較司法制度研究会：Herbert Roth氏「既判力に関する実体法説と訴訟法説」

Research  
Grant

## 科研費

2015 年度

- 基盤研究 (B) 規範形成・社会的意志決定フォーラムとしての医療・科学訴訟の実証的・比較法的研究  
研究代表 渡辺 千原
- 基盤研究 (B) 家事事件当事者の合意による解決と家事調停・メディエーション機能の検証  
研究代表 二宮 周平
- 基盤研究 (B) 国連海洋法条約体制の包括的分析—条約発効 20 年の総括と将来への展望  
研究代表 薬師寺 公夫
- 基盤研究 (C) 量化文解釈に基づく意味処理モデルの構築  
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) ドイツ語教育におけるツール活用型プロジェクト授業モデル開発と戦略的評価方法の構築  
研究代表 田原 憲和
- 基盤研究 (C) 生命倫理問題におけるソフトローの意義と実態に関する研究  
研究代表 平野 仁彦
- 基盤研究 (C) 政党不信の政治思想史的研究——ウェーバーとキルヒハイマーを中心にして  
研究代表 野口 雅弘
- 基盤研究 (C) 刑事司法における再犯リスク概念の明確化と評価方法の適正化に関する比較法的研究  
研究代表 森久 智江
- 基盤研究 (C) 人権条約の実施実現に向けた国際実施機関と国内実施機関の建設的対話  
研究代表 徳川 信治
- 基盤研究 (C) ドイツにおける人権の私人間効力論の再検討—労働関係を基点として  
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) ベトナム戦争期の日・ビルマ・米関係—戦後日本の国際秩序構想の特質  
研究代表 吉次 公介
- 基盤研究 (C) 規範履行確保手続の重要性  
研究代表 吾郷 眞一
- 基盤研究 (C) ウェストミンスター・モデル諸国と日本における議会慣習の国際比較  
研究代表 小堀 眞裕
- 基盤研究 (C) 江戸幕府法における刑事事件の処理と「手続きの選択」——吟味筋かそれとも出入り筋か  
研究代表 大平 祐一
- 基盤研究 (C) 医療訴訟における専門的知見活用策の比較法的研究—書面鑑定と交互尋問を超えて  
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (C) 空項の意味論／語用論的研究  
研究代表 藏藤 健雄



- 基盤研究 (C) 人権規範の一般国際法規範への影響とアジア諸国の対応  
研究代表 葉師寺 公夫
- 基盤研究 (C) 行政責任の拡大とそれに伴う損害の法的調整に関する日仏比較研究  
研究代表 北村 和生
- 基盤研究 (C) 米国厳罰政策の転換がわが国の少年司法に及ぼす影響に関する研究  
研究代表 山口 直也
- 基盤研究 (C) 黙秘権放棄が認められる法的・制度的条件についての研究  
研究代表 瀧野 貴生
- 若手研究 (B) 冷戦史のなかの日本=ビルマ「特殊」関係—戦後日本と東南アジア 1951 - 74  
研究代表 吉次 公介
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任  
研究代表 清水 円香
- 若手研究 (B) 受命判事の視点からみた大審院判決  
研究代表 木村 和成
- 若手研究 (B) 候補者の民族背景が投票行動に影響を及ぼす政治的条件の解明  
研究代表 村上 剛
- 新学術領域研究・公募研究 児童期の性的虐待被害者のレジリエンスを支援する時効法改革の提言  
研究代表 松本 克美

新

刊

図

書

2014年2月～2015年6月



『生成文法の軌跡と展望』  
小野尚之 近藤真 藏藤健雄  
松岡和美 藤本幸治 編  
金星堂 2014年2月  
¥2,500 + 税



『刑法における  
歴史認識と過去清算』  
本田稔 朴智賢 編著  
文理閣 2014年4月  
¥2,700 + 税



『日本政治ガイドブック』  
村上弘 著  
法律文化社  
2014年5月  
¥2,200 + 税



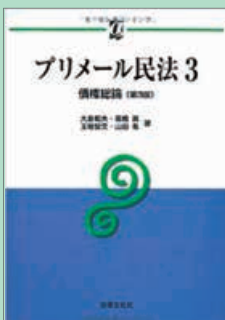
『市民生活と法』〔第4版〕  
中川淳 編 福本布紗  
木村和成ほか執筆  
法律文化社 2014年9月  
¥2,300 + 税



『国際環境条約・資料集』  
松井芳郎 富岡仁  
田中則夫 薬師寺公夫ほか著  
東信堂 2014年9月  
¥8,600 + 税



『基本講義憲法』  
市川正人 著  
新世社  
2014年10月  
¥3,600 + 税



『プリアール民法3 債権総論』  
〔第3版〕  
大島和夫 高橋眞 玉樹智文  
山田希 著 法律文化社  
2014年10月 ¥2,800 + 税



『離婚紛争の合意による解決  
と子の意思の尊重』  
二宮寛平 渡辺惺之 編著  
日本加除出版 2014年10月  
¥3,300 + 税



『保険法』【第3版補訂版】  
山下友信 竹濱修 洲崎博史  
山本哲生 著  
有斐閣 2015年3月  
¥2,100 + 税



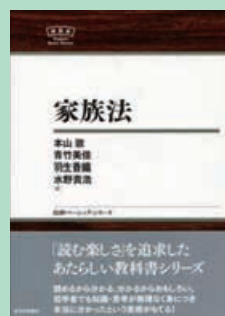
## 『法学ことはじめ』

生田勝義 大平祐一 倉田玲  
河野恵一 佐藤敬二 徳川信治  
松本克美 著 法律文化社  
2015年3月 ¥2,300 + 税



## 『3.11を心に刻んで2015』

岩波書店編集部 編  
野口雅弘ほか著  
岩波書店  
2015年3月 ¥700 + 税



## 『家族法』

本山敦 青竹美佳 羽生香織  
水野貴浩 著 日本評論社  
2015年3月  
¥1,800 + 税

『基本的人権の事件簿  
一憲法の世界へ』〔第5版〕

市川正人ほか著  
有斐閣 2015年3月  
¥1,900 + 税



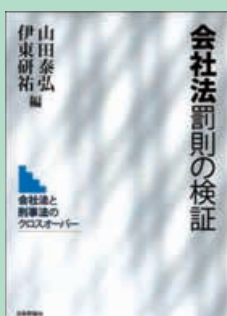
## 『民法6 親族・相続』〔第3版〕

前田陽一 本山敦  
浦野由紀子 著  
有斐閣 2015年4月  
¥2,700 + 税



## 『離婚判例ガイド』〔第3版〕

二宮周平 神原富士子 著  
有斐閣  
2015年4月  
¥3,100 + 税



## 『会社法罰則の検証』

山田泰弘 伊東研祐 編  
日本評論社  
2015年5月  
¥5,200 + 税



## 『福島原発事故賠償の研究』

淡路剛久 吉村良一  
除本理史 編  
日本評論社 2015年5月  
¥3,800 + 税



## 『日本の最高裁判所』

市川正人 大久保史郎  
斎藤浩 編  
日本評論社 2015年6月  
¥5,200 + 税



立命館ロー・ニュースレター

第79号 (2015年6月)

編集：立命館大学法学会

ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)

発行：立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL：075-465-8177

FAX：075-465-8294

URL：<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlindex.htm#nl>